

社会福祉法人さがみ愛育会役員等の旅費及び報酬規程について

第1条 社会福祉法人さがみ愛育会が主催する理事会、監事監査、評議員会及び記念事業等へ法人の理事、監事、評議員が出席した場合の旅費は次の通りとする。報酬は支給しない。

- (1) 理事会 理事会（役員研修会を含む）に出席した理事及び監事へは、1回につき旅費相当分7,000円とする。
- (2) 監事監査 監事監査を実施した監事へは、1回につき旅費相当分7,000円とする。
- (3) 評議員会 評議員会に出席した評議員、理事及び監事へは、1回につき旅費相当分7,000円とする。
- (4) 記念事業 法人が行う記念事業等に参加した理事、監事及び評議員へは、1回につき旅費相当分3,000円とする。
- (5) その他 (1)～(4)以外の法人業務に従事した理事、監事及び評議員へは、1回につき旅費相当分5,000円とする。

第2条 評議員会・理事会を同日連続して開催した場合は重複して支払わない事とする。

付 則 この規程は、平成16年8月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人さがみ愛育会役員慶弔規程

社会福祉法人さがみ愛育会の理事及び、監事、評議員の慶弔については次のとおり支出することができる。

- 1、役員本人が死亡した場合、香典代として10,000円以内及び供花代とする。
- 2、役員本人が結婚した場合、祝い金として10,000円以内とする。
- 3、役員本人及び配偶者が出産をした場合、祝い金として5,000円以内とする。
- 4、役員本人が疾病及び傷病のため入院した場合、見舞金として5,000円以内とする。
- 5、その他上記に準ずる事項で、特に理事長が必要と認めた場合
- 6、付則 この規定は平成16年8月1日から施行する